

# 氷室作太夫家住居の保存活用を進める会 会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当会は、氷室作太夫家住居の保存活用を進める会と称する。

(設立日及び所在地)

第2条 当会の設立の日は、2019年7月7日とする。

2 当会の所在地は以下のとおりとする。

津島市本町1丁目26番地

(目的)

第3条 当会は、「御師の家」として貴重な文化遺産である氷室作太夫家住居の保存活用を進めるとともに、歴史まちづくり、観光、学術・文化・芸術の振興という視点から、多数の遺産が存在して潜在的なポテンシャルの高い津島市の中心市街地の活性化を検討し、実行していくことを目的とする。

(事業)

第4条 当会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 氷室作太夫家住居の保存再生活用を図る事業
- (2) 氷室作太夫家文書の保存と活用を図る事業
- (3) 文化遺産を活かしたまちづくりを図る事業
- (4) 文化遺産を評価活用するひとづくりを図る事業
- (5) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

## 第2章 会員

(会員)

第5条 当会の目的に賛同し、入会した者を会員とする。

- 2 会員は、正会員と賛助会員とし、正会員は、総会の議決権を有する。
- 3 会員となるには当会所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 会員は、当会の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 会員は、次項に定める会費を納入しなければならない。

3 当会の会費は、次のとおりとする。

正会員 5,000円/年

賛助会員 1口 10,000円/年

(会員の資格喪失)

第7条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総会の同意があったとき。

(退会)

第8条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当会に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 当会の会員が、当会の名誉を毀損し、若しくは当会の目的に反する行為をしたとき、又は会員としての義務に違反したときは、その会員を除名することができる。

(会員名簿)

第10条 当会は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

### 第3章 総会

(総会)

第11条 当会の総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年

度の終了後3か月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第12条 総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第13条 総会の招集は、理事会がこれを決定し、代表理事が招集する。

2 総会の招集通知は、会日より5日前までに各正会員に対して発する。

(決議の方法)

第14条 総会の決議は、正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し又は他の会員をもって表決することができる。

(議決権)

第15条 各正会員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第16条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該総会で議長を選出する。

(議事録)

第17条 総会の議事については、議事録を作成し、電磁的方法をもって公開する。

## 第4章 役員

(員数)

第18条 当会に次の役員を置く。

(1) 理事 2名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

(選任等)

第19条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、正会員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事の選定及び職務権限)

第21条 当会は、代表理事1名を置き、理事の互選により定める。

2 代表理事は、当会を代表し、当会の業務を統括する。

(監事の職務権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

## 第5章 理事会

(理事会)

第23条 当会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し又は他の理事を代理人として表決することができる。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、議事録を作成し、電磁的方法をもって公開する。

## 第6章 計算

(事業年度)

第28条 当会の事業年度は、毎年7月1日から翌年の6月30日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第29条 当会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第30条 当会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、第1号、第3号及び第4号の書類については、理事会の承認を経て、定時会員総会に報告しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

- (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を、電磁的記録をもって公表するとともに、会則及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 附 則

（施行日）

第1条 この会則は2019年7月7日から施行する。

（最初の事業年度）

第2条 当会の最初の事業年度は、当会設立の日から2020年6月30日までとする。

（設立時の理事、代表理事及び監事）

第3条 当会の設立時の理事及び監事は、次のとおりである。

設立時理事 猪飼幸雄  
設立時理事 石田泰弘  
設立時理事 伊藤繁  
設立時理事 伊藤嘉彦  
設立時理事 集山一廣  
設立時理事 星野広美  
設立時理事 本多義忠  
設立時理事 山川博幹  
設立時理事 山口ゆずみ  
設立時監事 西澤泰彦

2 当会の設立時の代表理事は、次のとおりである。

設立時代表理事 伊藤繁